

ETN（指標連動証券）の定義見直しに伴う
株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

2019年12月10日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

今般、株式会社東京証券取引所において、ETN（指標連動証券）の商品拡充を推進する観点から、国内金融機関が外国で発行した ETN の上場を可能とする制度整備が行われた。

このため、当該 ETN を受託有価証券とする受益証券発行信託の受益権について、株式等振替制度においても取扱対象とするため、所要の改正を行う。

2. 改正概要

金融商品取引所に上場する受益証券発行信託の受益権について、国内の法人が外国で発行した ETN を受託有価証券とするものを株式等振替制度の取扱対象に追加する（株式等の振替に関する業務規程施行規則第2条第7項第2号ホ）。

3. 施行日

2019年12月13日から施行する。

以 上